

## 相談支援事業所とは

相談支援事業所の相談支援専門員がその人がどんな暮らしをしたいのか、そのために何のサービスをどのように利用するか、ひとりひとりに応じた「サービス等利用計画」（ケアプラン）を作成するところです。この手続きを「計画相談支援」といいます。

### 活動地域

八王子市を中心に昭島市、あきる野市、多摩市、日野市など周辺地域も実施

### 事業内容

相談援助（訪問、電話、来所等）  
サービス等利用計画書の作成  
障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）、  
日中の活動として就労移行支援、就労継続支援  
障害福祉サービス等の情報提供や連絡調整など

### 管理者

介護福祉士 相談支援専門員 青山 秀美

### アクセス

- 公共機関の場合  
JR八王子駅南口から「東京家政学院」行、「上野町三丁目」下車徒歩3分。  
JR八王子駅南口から徒歩20分
- タクシーの場合  
JR八王子駅北口から10分程度
- 駐車場  
有り

### お問い合わせ

就労支援型放課後デイサービス株式会社（こどもプラスグループ）

事業所名 障がい者（児）の夢を実現させる相談支援（通称： ）

事業所番号 1332403607（指定特定相談支援事業）

1327900660（障害児相談支援事業）

郵便番号 192-0902

住 所 東京都八王子市上野町34番地11 1階

T E L 042-686-3472

F A X 042-686-3843

Email [info@wss-japan.jp](mailto:info@wss-japan.jp)

## [ サービス利用と計画相談支援の流れ ]

### ①【受付・申請】

サービスを利用したい方（利用者またはその保護者）「以下、利用者様等という」が役所でサービス利用の申請をします。

### ②【選択】 ※ ①が後にあることもございます。

> ご自身で計画を作成する場合は相談事業所を選択する必要はございませんが、

相談支援事業所をご利用いただくと、メリットがございます。

- ◆ 適切なサービスの組み合わせを提案いたします。
- ◆ 計画を専門家が作成することで、サービスの選択範囲が広がります。 本人の目標に基づいた療育を受けることができます。
- ◆ サービスの計画をベースに、放課後等デイサービスや就労支援などの相談支援事業所と情報を共有するので、総合的な支援を受けることができます。



### ③【契約】

ご利用者様等は、適宜な相談支援事業所を選択し、事業所と契約を結びます。  
相談支援計画に関するご利用者様等の負担額は0円（無料）です。



### ④【サービス等利用計画案の作成】

相談支援事業所がご本人の意向を聴き、事業所が計画案を作成し、役所に提出します。



### ⑤【支給決定】

役所は、相談支援事業所が作成したサービス利用計画案をもとに、サービス内容の支給決定をします。



### ⑥【サービス担当者会議】

ご本人、家族、利用する事業所で支援計画案の内容について話し合い、確認をいたします



## ⑦ 【サービス等利用計画】

サービス等利用計画（ケアプラン）ができます。ご利用者様等、役所、関係機関へお渡しします。



## ⑧ 【サービス利用】

児童発達支援事業所、放課後等デイサービス、作業所の通所や居宅介護、ケアホームなどの利用ができるようになります。



## ⑨ 【モニタリング】

相談支援事業所がご本人から意向を聴き、他の事業所など関係機関からも状況を聴き、計画の見直しをします。



## ⑩ 【変更・継続・申請】

支援継続や、途中でサービス内容に変更・追加が生じた場合は原則④に戻り計画案を作成します。

管理者からのメッセージ

児童発達支援管理者として培ってきたノウハウを生かし、最適なサービス計画のお手伝いをいたします。